

令和5年8月3日(木) 4日(金)
令和5年度保健師中央会議
参考資料12

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する 調査研究結果

こども家庭庁 支援局虐待防止対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（概要）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

● 調査研究の趣旨・目的

令和元年度児童福祉法改正により児童相談所において保健師が必置化されることが決定し、令和4年4月より保健師の児童相談所配置が義務となったことを踏まえ、下記2点を目的として、本事業を実施した。

- ▶ 令和4年4月より前に児童相談所に配属された保健師が、児童相談所内の体制にどのように組み込まれているのか、また保健師としての経験を活かして、どのように専門性を発揮しているのかについて全国的な実態を把握する。
- ▶ 把握された児童相談所に配置された保健師の業務内容等の実態をもとに、今後の児童相談所における保健師の効果的な活用について検討し、提言を行う。

● 実施内容

▶ 検討委員会の設置・運営

有識者による検討委員会を設置し、事業全体の進め方、調査設計、全国の児童相談所における保健師の効果的な活用に向けた考察・提言等に関して検討。（全4回）

▶ アンケート調査

児童相談所の管理職（児童相談所票）と保健師（保健師票）を対象に、2種類のアンケート調査を実施。

回収数：186（児童相談所票）、211（保健師票）

【調査項目：児童相談所票】

保健師の配置状況・保健師の業務分担の方針・保健師の役割・保健師の人事関連事項・課題と効果

【調査項目：保健師票】

保健師の役割・自身のキャリア・課題と効果

▶ ヒアリング調査

児童相談所に勤務する保健師及び児童相談所を統括する職員、有識者に対して、ヒアリング7件を実施。

【調査項目】保健師配置の経緯、保健師配置の課題と工夫、効果、担当している業務内容・役割、所内での役割を果たすために必要な専門性・資質とそれを得るために必要な経験・育成体制、組織内での取組事項

▶ 報告書の作成

児童相談所に配置された保健師の専門性や効果、児童相談所に配置された保健師の効果的な活用に向けた提言を整理・とりまとめた報告書を作成。

● 検討委員会 委員

（○：座長）

- 川松 亮 明星大学 人文学部 福祉実践学科 教授
- 未藤 則恵 愛知県一宮児童相談センター 児童育成課児童相談第一グループ 主査
- 中板 育美 武蔵野大学 看護学部 教授
- 中森 愛 宮崎市 子ども未来部 子育て支援課 子ども家庭支援室 副室長
- 三橋 静香 全国保健師長会 健やか親子特別委員会 委員長
- 山本 恵子 神奈川県小田原児童相談所 子ども支援課 副技幹
- 吉澤 賢治 子どもの虹情報研修センター 専門相談室長

● 調査結果概要

【アンケート調査結果】

- ・児童相談所に配置された**保健師の88.6%が相談・判定・指導・措置部門に配置**され、虐待相談を中心に、幅広い種類の相談に携わっていた。
- ・保健師が関与するケースとして、児童相談所の管理職、保健師ともに、**8割以上が「乳幼児ケース」「健康課題がある児童、精神疾患・障害等が疑われる児童、医療的ケア児のケース」「特定妊婦、その他周産期で課題があるケース」**を選択していた。
- ・児童相談所に配置する保健師に対し、管理職が配置時点で必須で求める知識・経験として、「**母子保健分野の知識・経験**」は**77.3%**、「**子どもの発達に関する、保健・医療面からの知識・経験**」は**73.0%**、「**精神保健福祉分野の知識・経験**」は**54.6%**、「**性教育にあたっての必要な知識・経験**」は**49.6%**の選択率であった一方、「**児童虐待分野の知識や経験**」は**23.4%**に留まった。
- ・児童相談所に保健師を配置したことで、児童相談所の管理職、保健師ともに、**8割以上が「所内の個別ケース支援の質が向上する」効果**があったと回答したほか、管理職の**8割以上が「市区町村等の母子保健部門、児童福祉部門、精神保健福祉部門や、医療機関等の関係機関との連携体制が推進される」効果**があったと回答した。

【ヒアリング調査結果】

- ・管理職からは、**医療機関や市区町村との連携窓口としての役割**、また乳幼児ケース等の保健師の知見が活かせるケースや、性的虐待を受けた子どもへの対応や移送・予防接種の管理等、**個別の事例のうち特定の場面で保健師の役割を求めるとの意見が多かった。**
- ・「医療機関との連携体制の構築・強化」「市区町村保健師（母子保健部門等）との橋渡し」「支援方針検討過程での意見出し・支援を進める上での特定の場面（性的虐待を受けた子どもの対応、長時間の移送、等）での活躍」といった事項が挙げられた。また**保健師自身への効果として、これまでと大きく異なる業務に児童相談所で携わることを、「視野が広がる」と前向きに捉えた意見が複数あった。**

児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究（結果）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

● 調査結果のまとめ（保健師配置による効果）

本事業の調査結果から、児童相談所に配置された保健師が専門性を発揮することで、下記の効果があることを把握した。

保健師の配置が所内にもたらす効果

● 保健・医療分野の知識・経験を活用した医療機関との連携による効果

- 適切なタイミングで子どもを医療機関に繋げる
- 医療機関への受診時、確認すべき点を過不足なく聴取し、所内に還元する
- 医療機関との連携体制を構築・強化する

● 保健・医療分野の知識・経験を活用した市区町村との連携による効果

- 児童相談所職員、保健師双方の立場を理解する職員として、市区町村との連携窓口を担う

● 保健・医療分野の知識・経験を活用した判断・支援による効果

- 保健・医療分野の知識を個別事例の支援方針に活用する
- 保健・医療分野の知識が直接役立つ場面（性的虐待の事例への対応や移送・予防接種の管理等）で活用する
- 保健・医療分野の知識を他職種の資質向上に活用する

● 「地域」「予防」「寄り添い」の観点から支援を行う効果

地域	関係機関へのスムーズな連携、アウトリーチや地区組織活動を通じた地域へのアプローチ
予防	発生予防・予防的介入の視点を持ったアプローチ、事故予防の観点からの情報提供・安全教育、包括的性教育の実施
寄り添い	保護者等にとって身近な専門職として継続的に相手のペースに合わせた支援

● 提言

本事業で把握された実態をもとに、今後児童相談所における保健師の効果的な活用を行うため、全国の児童相談所設置自治体や児童相談所内の管理職に向けた提言を、下記の通りとりまとめた。

1 保健師の専門性がより活かせる配置体制の検討

- 児童相談所に配置された保健師が、その専門性を十分に発揮して児童相談所の業務を担うためには、**他の業務を兼任させずに配置することが望ましい**。また同様の観点から、**児童相談所以外の機関との兼務は避けるべき**（※）である。
- その際、自治体全体としては、地域保健（または公衆衛生活動）の最新情報を得ながら保健師活動を進めることで児童相談所業務に還元できるよう、保健所や保健師統括部署等からのバックアップが得られる機会を用意する必要がある。
- 児童相談所は、まず相談・判定・指導・措置部門で保健師を確保した上で、相談・判定・指導・措置部門の保健師と一時保護部門の看護職が連携しながら支援する体制を構築する必要がある。

2 保健師の専門性を踏まえた業務分担の整理・浸透

- 研修等を通じて、保健師を含めた各職種の強みや専門性を、管理職が理解することが必要。所内の保健師が、児童相談所業務への理解を深めるとともに、所内でのソーシャルワーク業務に保健師の専門性を応用することで、「保健師のソーシャルワークの力」が発揮できるよう、業務分担することが望ましい。
- 保健師配置開始後、**継続的に保健師の効果的な活用を行うためには、保健師の役割や業務分担について、所内で十分に協議した上で、文書化してとりまとめた上で、管理職からの後押しのもと、所内に浸透させることが必要である**。

3 保健師に求められる専門性を獲得する機会の確保

- 母子保健分野、精神保健福祉分野の知識や経験を有する保健師の配置が難しい場合には、**不足している知識・経験を配置後に補う機会**（人事交流制度、他自治体への訪問機会の創出、等）の**確保**が必要である。
- 保健師が児童相談所に配置された後も、児童虐待対応の知識・経験等、所内業務に必要な専門性を確実に蓄積できるよう、**各種研修を確実に受講させることが望ましい**。また児童相談所に配置された保健師が参集する外部会議、外部研修等、**保健師の資質向上に繋がる機会に参加できるよう、組織的に後押しする体制の構築を進めることが望ましい**。

4 所内で保健師としての専門性を向上させるための体制構築

- 所内には保健師が1名もしくは若干名での配置が多いため、定例会議等を通じて、**自治体内で各児童相談所に配置された保健師同士が交流して相談等ができるような仕組みを構築する等**、留意が必要である。
- 所内で保健師が1名配置の場合は、特に、**所内で保健師が児童福祉司スーパーバイザー等の専門性を有する上席に対して相談したり助言を得たりする機会を確保**できるような体制の整備が必要である。加えて、保健師自身が、統括保健師やその他の部署に配置されている保健師に助言を得たり、情報収集したりすることに努めることも重要である。
- 児童相談所の保健師に関する育成体制の構築を組織として進めるため、管理職を対象とした研修等での周知や啓発を行うとともに、**保健師の役割期待に照らし、必要な体制や仕組みの構築**（所内外の研修やOJT体制等）を**確実に**行うべきである。

※児童相談所に配置された保健師が、専門性を効果的に活用して児童相談所の業務を担うためには専任とすることを基本とすべきであるが、兼務が必要な場合には、兼務による支障等について十分に検討することが必須である。